

運輸省告示第五百七十九号・平成二年十一月二十六日
運輸省告示第百八十五号・平成七年三月二十日
国土交通省告示第二百三十五号・平成十五年三月十八日・改正
平成十五年四月一日実施

標準貨物自動車利用運送約款

目次

- 第一章 総則（第一条～第二条）
- 第二章 利用運送業務（第三条～第十六条）
 - 第一節 積込み又は取卸し（第十七条）
 - 第二節 貨物の受取及び引渡し（第十八条～第二十六条）
 - 第四節 指図（第二十七条、第二十八条）
 - 第五節 事故（第二十九条、第三十一条）
 - 第六節 運賃及び料金（第三十二条～第三十七条）
 - 第七節 責任（第三十八条、第五十条）
- 第三章 附帯業務（第五十一条～第五十三条）

第一章 総 則

（事業の種類）

第二条 当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）を行います。

（適用範囲）

2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

（第二項）

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（利用運送の順序）

第四条 当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

（引渡期間）

第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

（一）発送期間

1 一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日

二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三 集配期間 集貨及び配達をする場合にあつては各一日

2 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第六条 当店は、貨物の利用運送の申込みがあつたときは、貨物の種類及び性質を申告することを申込者に求めることがあります。

（二）受取日時

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（第二章）

第二章 利用運送業務

第一節 利用運送の引受け

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を要する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかつたときは、荷送人にとつて最も有利と認められるところにより、当該貨物を運送します。

（荷造り）

第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に耐えるような荷造りをしなければなりません。

2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。

3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

（外装表示等）

第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が、必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二 品名

三 個数

四 その他貨物の取扱いに必要な事項

2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代えることができます。

（貨物引換証の発行）

第十三条 当店は、荷送人の請求により貨物引換証を発行する場合に、貨物の全部の引渡しを受けた後、これを発行します。ただし、次の各号の貨物については、これを発行しません。

一 貴重品及び危険品

二 植木類、苗及び生花

三 動物

四 活鮮魚介類その他腐敗又は変質しやすいもの

五 流動物（酒類、酢類、醬油、清涼飲料及び発火又は引火等の危険性のない油類を除く）

六 汚らしい品

七 品代金取立ての委託を受けた貨物

八 ばら積貨物

（動物等の運送）

第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の利用運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することができます。

一 当店において、集貨、持込み又は引取りの日時を指定すること。

二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

（危険品の運送）

第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に申告するとともに、その品名及び性質その他必要な事項を運送状に明記し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明示しなければなりません。

第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送を他の運送機関による運送を利用していることがあります。

2 前項の場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

（積込み又は取卸し）

第十七条 貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。

2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

（第三節）

第十八条 当店は、運送状に記載され、又は申告された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送状に記載され、又は申告された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）

第十九条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。

一 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二 船舶、寄留舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第二十条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

2 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかつたときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人とその運送契約によつて当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（貨物引換証の受戻証券性）

第二十一条 当店は、貨物引換証を発行したときは、これと引換えなければ、貨物の引渡しをしません。

2 貨物引換証の所持人が貨物引換証を喪失したときは、その者が公示催告の申立てをし、かつ、その貨物引換証の正当な権利者であることを示して相当の担保を提供した後でなければ、当店は当該貨物の引渡しをしません。

3 前項の担保は、除権判決の確定後、これを返還します。

（指図の催告）

第二十三条 当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人にに対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図することを催告することができます。

2 当店は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに荷送人にに対し、前項に規定すると同じ内容の催告をすることがあります。

一 貨物の引渡しについて争いがあるとき。

二 荷受人が、貨物の受取を怠り、若しくは拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができないとき。

（引渡不能の貨物の寄託）

第二十三条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項各号に掲げる場合には、荷受人の費用でその貨物を倉庫営業者に寄託することができます。

2 当店は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3 当店は、第一項の規定により寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることができます。

4 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの場合があつた場合には、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで当該倉庫証券を留置することができます。

（引渡不能の貨物の供託）

第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することができます。

2 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

第二十五条 当店は、第二十二條の規定により荷送人に対し催告をした場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。

2 当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

又は第二十二條第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することができます。

2 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

第二十五条 当店は、第二十二條の規定により荷送人に対し催告をした場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。

2 当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3 当店は、第一項の規定により競売をしたときは、その代価をもつて運賃、料金等並びに催告及び競売に要した費用に充當し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

（引渡不能の貨物の任意売却）

第二十六条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二條第二項各号に掲げる場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて第二十二條の手續をとるに支障があるときは、その手續によらず、公正な第三者を立会わせて、これを売却することができます。

2 前項の規定による売却には、前条第二項及び第三項の規定を準用します。

（第四節）

（指 図）

（貨物の処分権）

第二十七条 荷送人又は貨物引換証の所持人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に達した後荷受人がその引渡しを請求したときは、消滅します。

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指圖書を提出しなければなりません。

4 貨物引換証の所持人は、第一項の指図をしようとする場合は、当該貨物引換証を提示しなければなりません。

（指図に応じない場合）

第二十八条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあるとき認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は貨物引換証の所持人に対して通知します。

（事故の際の措置）

第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人又は貨物引換証の所持人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図の催告をします。

一 貨物の著しい滅失、き損その他の損害を発見したとき

二 当初の運送経路又は運送方法によることができないこと

三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき

2 当店は、前項各号の場合において、指図をまついとまがないときは又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人又は貨物引換証の所持人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品の処分）

第三十条 当店は、第十五条の規定による申告及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破壊その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による申告及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。

2 前項前段の処分に必要な費用は、すべて荷送人の負担とします。

（事故証明書の発行）

第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、き損又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

（第六節）

（運賃及び料金）

第三十二条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対象とするものを除く。）を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（運賃、料金等の取受方法）

第三十三条 当店は、貨物を受け取るまで、荷送人から運賃、料金等を受取ります。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人にに対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することを認め、これをいします。

（延滞料）

第三十四条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

（運賃請求権）

第三十五条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によつて滅失したときは、運賃、料金等と運賃、料金を請求しません。

（事故等と運賃、料金）

第三十六条 当店は、第二十七條及び第二十九條の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた利用運送の割合に応じて、運賃、料金等を受取ります。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷送人又は荷受人に払い戻します。

（中止手数料）

第三十七条 当店は、利用運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人又は貨物引換証の所持人の責任とされるべきでない事由によることを除いて、中止手数料を請求する場合があります。ただし、荷送人又は貨物の積込みの行われるべきであつた日の前日まで利用運送の中止をしたときは、この限りではありません。

（前項の中止手数料は、次のとおりとします。）

一 積込貨物の運送にあつては、一運送契約につき五百円

二 貸切貨物の運送にあつては、使用予定車両が普通車である場合は一両につき三千五百円、小型車である場合は一両につき二千五百円

（第七節）

（責任の始期）

第三十八条 当店の利用運送についての責任は、貨物を荷送人から受け取つた時に始まります。

（責任と善証）

第三十九条 当店は、自己又は使用人その他利用運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について損害賠償の責任を負います。

（コンテナ貨物の責任）

第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するもの滅失又はき損については、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一 荷送人が貨物を詰めたものであること。

二 コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第四十条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（荷送人の申告等の責任）

第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（運送状等の記載不完全等の責任）

第四十三条 当店は、運送状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不实又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

（免 責）

第四十四条 当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、及び、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三 同盟罷業、同盟意害、社会的騷擾その他の事変、強盗

四 不可抗力による火災

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特別）

第四十五条 高価品については、荷送人が申込みをするにあたり、その種類及び価額を申告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別減殺事由）

第四十六条 当店の貨物の一部滅失又はき損についての責任は、荷受人が留保しない限り貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできないき損又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。

（損害賠償額）

第四十七条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償額は、その貨物の引渡しすべきであつた日の到達地の価額によつて、これを定めます。

2 貨物に一部滅失又はき損があつた場合の損害賠償額は、その引渡しにあつた日における引き渡された貨物と一部滅失又はき損があつたときの貨物との到達地の価額の差額によつてこれを定めます。

3 第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

4 第一項及び第二項の場合において、貨物の到達地の価額又は賠償額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

5 貨物が延着した場合の損害賠償額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

第四十八条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大なる過失により貨物の滅失、き損又は延着を生じたときは、一切の損害を賠償します。

（時 効）

第四十九条 当店の責任は、荷受人が貨物を受け取つた日から一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

2 前項の期間は、貨物の全部滅失の場合においては、その貨物を引き渡すべきであつた日からこれを起算します。

3 前二項